

専利手続上の生物材料寄託弁法（草案）

2014年10月30日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

専利手続上の生物材料寄託弁法（草案）

第一章 総則

第一条 専利手続用生物材料の寄託及び試料の提供手続を規範化するために、
「中華人民共和国専利法」と「中華人民共和国専利法実施細則」の関連規定に
基づいて、本弁法を制定する。

第二条 生物材料の寄託機関は、専利手続用生物材料の寄託を受けることや、
寄託を受けた生物材料の試料を試料取得権のある機関又は個人に提供するこ
とに責任を負う。

第三条 中国に恒常的住所又は営業所がない外国人、外国企業又は外国のその
他の組織が本弁法に基づいて関連事務を処理する場合、法により設立された専
利代理機構に委託しなければならない。

第二章 生物材料の寄託

第四条 寄託物を提出するにあたって、専利出願人は寄託機関に生物材料を提
出するとともに、下記事項を明記した寄託請求書を添付しなければならない。

（一）寄託請求生物材料は専利手続上のものであり、本弁法第九条に規定され
た寄託期間内には当該寄託を取り下げないことを保証する。

(二) 専利出願人の氏名又は名称と住所。

(三) 生物材料の培養、寄託と生存試験に必要な条件を詳しく記載すること。
二種類以上の生物材料の混合培養物を寄託する場合、その構成要素及び各構成要素の存在を検出できる少なくとも一つの方法を説明すること。

(四) 専利出願人から与えられた当該生物材料の識別記号、及び当該生物材料に対する分類名称又は科学的描写。

(五) 健康もしくは環境を脅かす生物材料の特性に関する説明、又は専利出願人がかかる特性の有無を知らない旨の説明。

第五条 寄託機関は寄託を請求された生物材料の生物特性について照合義務を負わない。専利出願人は当該生物材料の生物特性と分類名称について照合検査を希望する場合には、寄託生物材料を提出する際に別途寄託機関と契約書を結ばなければならない。

第六条 寄託機関は生物材料と寄託請求書を受領した後、寄託機関の押印と責任者の署名がある書面による寄託証明書を専利出願人に発行しなければならない。寄託証明書は以下のような内容を含むものでなければならない。

(一) 寄託機関の名称と住所。

(二) 専利出願人の氏名又は名称と住所。

(三) 生物材料を受領した日付。

(四) 専利出願人から与えられた当該生物材料の識別記号、及び当該生物材料に対する分類名称又は科学的描写。

(五) 寄託機関から与えられた寄託番号。

第七条 以下の状況のいずれかに該当する場合には、寄託機関は生物材料の寄託を拒否するとともに、専利出願人に通知しなければならない。

(一) 当該生物材料は寄託機関が寄託を受ける生物材料種類に属さない場合。

(二) 当該生物材料は性質が特殊なもので、寄託機関の技術条件下で寄託できない場合。

(三) 寄託機関は寄託請求を受けた際に、その他の理由によって当該生物材料を受け入れられない場合。

第八条 寄託機関は生物材料及び寄託請求書を受領した後、速やかに生存試験を行うとともに、専利出願人に生存証明書を発行しなければならない。生存証明書には、当該生物材料が生存しているかどうかを記載するとともに、以下のような各項を記載しなければならない。

(一) 寄託機関の名称と住所。

(二) 専利出願人の氏名又は名称と住所。

(三) 生物材料を受領した日付。

(四) 寄託機関から与えられた寄託番号。

(五) 生存試験を行った日付。

寄託期間内において、専利出願人又は専利権者から随時に提出された請求に基づき、寄託機関は当該生物材料について生存試験を行うとともに、それに生存証明書を発行しなければならない。

第九条 専利手続上の生物材料の寄託期間は少なくとも30年間とし、生物材料を受領した日から起算する。寄託期間満了前に生物材料の試料の提供を請求された場合は、請求日からさらに少なくとも5年間寄託しなければならない。寄託期間内において、寄託機関はあらゆる必要措置を講じて、それが寄託した生物材料の生存と汚染防止を確保しなければならない。

第十条 寄託した生物材料に係わる専利出願が公表される前に、寄託機関はそれが寄託した生物材料及び関連情報について守秘義務を負い、いかなる第三者にも当該生物材料の試料と情報を提供してはならない。

第十一条 生物材料が寄託期間内において死亡又は汚染などの状況が起きた場合には、寄託機関は速やかに専利出願人又は専利権者に通知しなければならない。

ない。専利出願人又は専利権者は前記通知を受け取った日から4ヶ月以内に、以前に寄託した生物材料と同一の生物材料を再寄託した場合には、寄託機関は引き続きこれを寄託する。

第三章 生物材料の試料の提供

第十二条 寄託期間内において、寄託生物材料の専利出願人又は専利権者又はその許可を受けたあらゆる機関又は個人の請求に基づき、寄託機関はそれに当該生物材料の試料を提供しなければならない。

専利出願権又は専利権が譲渡された場合、生物材料の試料の提供請求権及び他人に生物材料の試料の取得を許可する権利も同時に譲渡される。

専利出願権又は専利権が譲渡された場合、譲受人は速やかに当該専利出願権又は専利権の譲渡状況を寄託機関に通知しなければならない。

第十三条 寄託機関が寄託した生物材料に係わる専利出願は「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」の加盟者の専利局の専利審査手続中にあり、又は既に専利権を付与されており、当該専利局はその専利手続上の目的から寄託機関に当該生物材料の試料の提供を要求した場合、寄託機関はそれに提供しなければならない。

第十四条 国家知識産権局は、請求者が「中華人民共和國専利法実施細則」第二十五条に基づいて提出した請求を受け取った後、以下の事項を確認しなけれ

ばならない。

(一) 当該寄託生物材料に係わる専利出願は既に国家知識産権局へ提出されており、かつ当該出願の主題には当該生物材料又はその用途が含まれること。

(二) 前記専利出願は既に公布され、又は権利を付与されていること。

(三) 請求者は既に「中華人民共和国専利法実施細則」第二十五条の規定に基づいて保証していること。

国家知識産権局はさらに当該請求と関連文書の副本を専利出願人又は専利権者に転送し、請求者への試料の提供を同意するかどうかにつき指定期限までに意見を提出するよう要求しなければならない。専利出願人又は専利権者は請求者への試料の提供を同意しない場合、理由を説明するとともに、必要な証拠を提示しなければならない。期限を過ぎても意見を提出しなかった場合、請求者への試料の提供を同意したものとみなす。

国家知識産権局は、確認した状況及び専利出願人又は専利権者から提出された意見を総合的に考慮した上で、請求者にそれが生物材料取得権利を有する旨の証明書を発行するかどうかを決定しなければならない。

第十五条 生物材料の試料の提供を請求する機関又は個人は、試料の提供の請求書及び国家知識産権局が本弁法第十四条に基づいて発行した証明書を寄託機関に提示した場合、寄託機関は生物材料の試料をそれに提供しなければならない

ない。

第十六条 寄託機関は本弁法に基づいて生物材料の試料を提供する場合、生物材料の試料を取得した者は生物材料の試料を使用する場合には、生物安全や、出入国管理などに関する国家の法律法規の規定を遵守しなければならない。

第十七条 寄託機関は本弁法に基づいて専利出願人又は専利権者以外のその他の機関又は個人に生物材料の試料を提供するにあたって、速やかに専利出願人又は専利権者に通知しなければならない。

第十八条 本弁法第九条に規定された寄託期間が満了した日から1年以内に、専利出願人又は専利権者は寄託した生物材料を取り戻すか、又は当該生物材料の処置について寄託機関と協議することができる。専利出願人又は専利権者は当該期間内において取り戻しも処置もしなかった場合、寄託機関は当該生物材料を処置する権利がある。

第四章 附則

第十九条 寄託機関は本弁法に基づいて生物材料を寄託し、又は生物材料の試料を提供するにあたって、寄託料、生存証明書発行料、試料提供料、情報通信料を徴収することができる。

第二十条 寄託機関が確定した、寄託を受ける生物材料の種類及び料金徴収基準は公布するとともに、国家知識産権局に届け出なければならない。

第二十一条 本弁法は2014年__月__日から施行する。1985年3月12日付けの中華人民共和国専利局公告第八号にて発布された「中国微生物菌種保蔵管理委員会普通微生物センター 専利手続上の微生物寄託弁法」、「中国典型培養物保蔵センター 専利手続上の微生物寄託弁法」は、同時に廃止する。